

公益財団法人小山市スポーツ協会倫理規程の新規制定概要

公益財団法人小山市スポーツ協会における倫理に関する基本となるべき事項を定め、協会の目的や事業執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、社会的な信頼を確保するために制定する。

公益財団法人小山市スポーツ協会倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小山市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第15条で規定する評議員、定款第27条で規定する役員及び本協会事務局組織規程第2条に規定する事務局の職員（以下「役職員等」という。）、定款第5条に基づく登録会員で公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者並びに本協会主催事業の運営に関わる者及び参加者（以下「登録会員等」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定め、本協会の目的や事業執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(基本的責務)

第2条 役職員等及び登録会員等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第3条 役職員等及び登録会員等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律して、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

2 役職員等及び登録会員等は、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

3 役職員等及び登録会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

4 役職員等及び登録会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることを斡旋・強要してはならない。

5 役職員等及び登録会員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

(違反等による処分等)

第4条 役職員等及び登録会員等が、前条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録会員等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

(1) 評議員及び役員の解任については、定款第16条及び第32条に基づき取り扱うものとする。

(2) 職員については、本協会就業規程第36条に基づき取り扱うものとする。

(3) 登録会員等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の処分によるものとする。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。